

## 令和2年度学校薬剤師部会 第2回研修会 報告

報告者 尼崎美奈子

日時：令和3年2月6日（土）14:00～15:30

方式：Zoom 利用 Web 研修会

参加者：56名

研修テーマ：「学校環境衛生検査実施のポイント及び保健教育への関わり方について」

### 1. 部会長挨拶

部会長：沖田敏宜

県内においても新型コロナウイルス感染症が散発する中、ZoomでのWeb研修会となり、意思疎通や情報交換が不十分な環境下ではあるが、部会員各自、学校薬剤師としての研鑽を継続し、職務を果たすことを期待する。

### 2. 学校環境衛生検査完全実施・薬品管理について～優良校審査からの気づき～

副部会長：河添真一

今年度の山口県学校環境優良校審査の総評から、惜しくも優良校落選となった検査実施不十分項目について検証した。【検査実施不十分の項目…浮遊粉じん、気流、ダニ・ダニアレルゲン、揮発性有機化合物のうちトルエン等、騒音、プール、飲料水の施設・設備、給食配膳室、大掃除点検、ネズミ・衛生害虫等】 不十分であることの原因としては、五感に頼り判断しがちなこと、検査機器の不足、そもそも項目自体の認知度が低いことなどがある。改善方法としては、市町自治体への機器整備要請のほかに、地域委員や学薬部会理事との連携・情報交換、学薬HPの活用、学校環境衛生マニュアルの再確認をすることが重要であることを説明した。さらに学校の薬品管理については理科薬品のみならず、保健室の薬品についても帳簿を備えることが望ましく、抜かりなく点検する。

学校環境衛生の向上は、優良校に選ばれることが最終目的ではないが、優良校審査を通じて検査の実施状況を客観的に判断することで業務をブラッシュアップし、学校環境衛生検査の完全実施をめざしてほしい。

### 3. 保健委員会等での取り組み：薬剤師が行う消毒や換気に対する助言

研究委員：河村明美

菽支部において、教育委員会に申し入れを行って実施された学校関係者対象の感染症対策講習会についての内容紹介。（感染経路の解説、手洗い指導、マスクの正しい着用方法、マスクの性能の差について等）次に、学薬部会研究委員会で行った、次亜塩素酸水製品の調査の結果を公表した。コロナ禍において急速に出回った次亜塩素酸水製品について、出荷時より既に塩素濃度が表記と異なるものがあり、また保管状況により塩素濃度が低下すること、パルプ素材の清拭布、ペーパータオルの使用により著しく塩素濃度が低下することが明確となり、次亜塩素酸水の使用に関しては注意が必要であることを解説した。また空間除菌を謳った放電式空気清浄機の効果は不確定であること、空間除菌塩素剤、オゾン発生型空気清浄機の有害性についても注意喚起した。

さらに冬季における教室の換気は、こまめな全開換気より、対角線上の二方向窓開け常時換気が、教室内の環境を一定に維持できることを確認した。また二方向の窓開け換気はその日の風速などの気

象条件により換気効果に差があるため、エアコンやサーキュレーターで空気の流れを作ることは有効であるとした。これらを参考に、その学校の設備や環境にあった指導を実施してほしい。

#### 4. 薬物乱用防止教育の実施例：高校編

理事：年光久美

高校で実施した薬物乱用防止教室(50分)を例に挙げ、事前打ち合わせ、内容構成、解説、使用する動画資料の紹介と注意、時間配分などを紹介。指導方法のコツとして、ダラダラと説明しない、節目の言葉を入れる、質問形式にして問いかけをする、身近なニュースの例を取り上げるなど興味、関心を持たせる、集中力が保てなかった場合には、短い動画を合間に入れるなどの技術を紹介した。また、学校との事前打ち合わせでは、自分が伝えたい内容と学校が希望している内容のすり合わせ、流す映像が子供たちに問題はないかなどの確認をすることが必要である。

各論の一つとして、近年大きな問題となっている薬物乱用の低年齢化、大麻の蔓延がある。誤った情報や解釈を是正するため、有害性についての解説や、アメリカやカナダでも未成年には禁止であり、海外における大麻の合法化は、大麻流通を国が管理することにより、乱用や反社会的組織から守るためのやむを得ない措置であることなどをはっきりと示すことが大切である。最後に、自分を守るために大切なこと、誘われた時の断り方の練習、万が一、自分や周りが関わってしまった時には早く大人に伝えることが重要であることを教える。その相談窓口として、山口県薬務課、あるいは山口県精神健康福祉センター等があることを学校薬剤師も認識しておく必要があるとした。

#### 5. 薬物乱用防止・くすり教育の実施例：小・中学校編

理事：小林晃子

2012年から中学校の学習指導要領にくすり教育が導入されて8年が経過したが、未だ認知度は低い。学校薬剤師からのアプローチとして、養護教諭も交えて保健体育の教科担当教員と直接情報交換の機会を持つことが肝要である。

小学校においては、学習指導要領には含まれないが、保健活動の一環としてくすり教室を実施しているところもある。小学3~6年生を対象としたアンケートで、くすりの飲み方についての確認をしたところ、5~10%がまちがった理解をしていた。小学校では薬物乱用防止教室の前段階としての実施が望ましく、自然治癒力の理解を重点的に、児童保健委員会の活動発表を取り入れ、保護者を交えた学校保健委員会の形式で開催すると、学校全体で理解を深めることができる。

中学校では、学校薬剤師は授業サポーターやT・Tとして参加する。「医薬品の正しい使い方」について、薬の血中濃度をグラフで説明し、主作用・副作用について解説する。サプリメントやOTC薬も含めた「お薬手帳の活用」についても理解してもらう。実際の授業では、パワーポイントでの説明の後、ワークシートで添付文書の見方などを学習し、その後グループワークで簡単な実験(ジュースと胃薬、お茶と鉄剤、口腔崩壊錠の溶ける様子など)を行うと、生徒らの興味を引き出すことができ、難しい内容も理解につながりやすい。

#### 6. 質疑応答

※薬物乱用防止教室、くすり教育で利用可能な参考資料については学業HPに掲載します。